

ホノ可決した。

二、公休日統一の件（本部提出）

可。決。

本案は前年冬の保有案を基とし、公休日は毎曜祭日とありますことし（百、十五日休日制を廢止することとした。

三、鮮雇退職手当制定の件（本部提出）

可。決。

勤続一年に對し一ヶ月以上一ヶ月を増す毎に三日分を加算することとし、使用上に要求することとした。

四、雨除労働條約実施促進の件（本部提出）

可。決。

無用論相もありしも結局可決、文間玄事荒谷富治田際労働協議委員の辯職を強要せられ遂に辯仕を声明した。

△緊急動議

横松の日本需器争議、名古屋のヤジア制衣靴争議に激励電報を發すること

す。電文起草委員会。

五、同盟名稱変更の件（本部提出）

保。尚。

尾工、煉瓦工、硝子工、其の他一切の窓業労働者を包摶する時「製陶労働」の名前は不適當であるとの理由により「窓業労働總同盟」と改称其事と提唱す時期尚早説得して保有ある。

△電文起草委員会報告

ヤクマデケントウライノル

六、同盟規約改正の件（本部提出）

可。決。

前項名稱變更を除く外第5條「地方聯合委員會」と「地方聯合會」に全く「理事會」を「中央聯合委員會」に其他右の改正六件小各條項の字句を修正した。

七、組合費統一の件（名古聯合會提出）

可。決。

会費は五十銭を原則として最低三十銭として、實行方法は聯合會に於て可及的に行ふることとする。